

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年9月25日（平成30年（行情）諮問第423号）

答申日：平成31年1月21日（平成30年度（行情）答申第390号）

事件名：「学習障害 就労支援に係る文書一式」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「学習障害 就労支援に係る文書一式」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、これを保有していないとして不開示とした決定につき、諮問庁が別紙の1ないし3（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示すべきであるとしていることについては、本件対象文書1を特定すべきとしていることは妥当ではなく、別紙の4に掲げる文書を追加して特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をするべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年6月22日付け厚生労働省発障0622第19号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成30年4月25日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年6月26日付け（同月27日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し原処分を取り消し、文書を開示する。

3 理由

(1) 本件審査請求に係る開示請求は「学習障害 就労支援に係る文書一式」の開示を求めるものである。

学習障害に特化した資料はないが、学習障害を含む発達障害の就労支援に関する資料について審査請求にともない改めて文書を検索。「発達障害者支援センター実績」、「発達障害者就労支援ポイント集」、「発達障害者支援センター実績報告書の集計データ（学習障害の該当部分）」を開示対象行政文書と特定し、開示することが適当であると判断。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を管理している。」として原処分を取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため、審査請求人の主張を認める。

4 結論

以上のとおり、原処分を取り消し、開示することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年9月25日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月20日 | 審議 |
| ④ 平成31年1月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、対象となる行政文書を保有していないとして、不開示とする原処分を行い、これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を特定し、開示すべきであるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、本件対象文書の特定の妥当性について、理由説明書（上記第3の3(1)）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件審査請求に係る開示請求は「学習障害 就労支援に係る文書一式」の開示を求めるものである。

イ 発達障害者支援法2条1項において、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低

年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定められていることから、学習障害は、発達障害に含まれるものである。

ウ そして、発達障害者支援法14条1項において、都道府県知事（同法25条の規定により指定都市が事務を処理する場合における指定都市の長を含む。）は、発達障害者に対する専門的な発達支援及び就労の支援等の業務を発達障害者支援センターに行わせることができると定められており、全ての発達障害者支援センターにおいて、学習障害者を含む発達障害者に対する支援を実施しており、「発達障害者支援センター実績」（本件対象文書1）には、各発達障害者支援センターにおける就労支援に重点を置いた相談支援の実績が記載されていることから、本件請求文書に該当するものとして新たに特定し、開示すべきである。

エ また、「発達障害者就労支援ポイント集」（本件対象文書2）には、学習障害及び就労支援に関して記載されていることから、本件請求文書に該当するものとして新たに特定し、開示すべきである。

オ さらに、「発達障害者支援センター実績報告書の集計データ（2. 相談支援・就労支援）」（本件対象文書3）には、学習障害を含む発達障害の類型ごとに、各発達障害者支援センターにおける就労支援に重点を置いた相談支援の実績が記載されていることから、本件請求文書に該当するものとして当該文書を新たに特定し、開示すべきである。

- (2) 当審査会において、諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書1には、発達障害全体に対する就労支援に重点を置いた相談支援の実績は記載されているものの、学習障害に対する実績が記載されているとは認められず、本件請求文書に該当するとは認められない。

これに対し、本件対象文書2には、学習障害及び就労支援に関することが記載されていることが認められ、本件対象文書3には、学習障害を含む発達障害の類型ごとに、各発達障害者支援センターにおける就労支援に重点を置いた相談支援の実績が記載されていることが認められ、諮問に当たり本件対象文書2及び本件対象文書3を新たに特定すべきであるとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められない。

- (3) 一方、諮問庁は、別件諮問事件において、法律上の発達障害者に対する相談支援の実績が分かる文書として、別紙の4に掲げる文書を特定し、開示すべきとしているとのことであり、当審査会において、諮問庁から厚生労働省が保有する別紙の4に掲げる文書の提示を受けて確認したところ、学習障害を含む発達障害の類型ごとに、各発達障害者支援センターにおける就労支援に重点を置いた相談支援の実績が記載されているこ

とが認められる。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当するものとして、別紙の4に掲げる文書を保有していると認められるので、これを追加して特定し、改めて開示決定等をすべきである。

また、当該文書に限らず、調査の上、本件請求文書に該当するものが存在するのであれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を特定し、開示すべきとしていることについては、本件対象文書2及び本件対象文書3を特定すべきとしていることは妥当であるが、本件対象文書1を特定すべきとしていることは妥当ではなく、厚生労働省において、開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の4に掲げる文書を保有していると認められるので、これを追加して特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 1 「発達障害者支援センター実績」
- 2 「発達障害者就労支援ポイント集」
- 3 「発達障害者支援センター実績報告書の集計データ（2. 相談支援・就労支援）」
- 4 集計のために各都道府県等から提出された報告書